

事業計画書

1 補助事業の概要

申請者氏名 （法人等の場合は名称及び代表者の氏名）		鎌倉 太郎	
電力需給（電灯）契約者 ※住宅用太陽光発電システムを設置する場合のみ。 ※同居者の場合、そのことを証明する資料を添付すること。（住民票等）		☐ 申請者本人 ☒ 同居者 ☐ 住宅を借り受けた者 申請者本人ではない場合 ← 契約者氏名：鎌倉 花子	
補助対象設備を設置する住宅について 該当する□に「✓」を記載	所在地 ※住居表示が確定していない場合は地番も記載	鎌倉市御成町18番10号(未確定) (地番:御成町 18 番地 10)	
	種別	☒ 戸建住宅 □共同住宅等	
	取得の別	有	☒ 新築 □建売 □中古
		無	☐ 既築
	所有権の所在	☒ 申請者のみの所有 ☐ 申請者を含む複数の者の所有	
		☐ 申請者以外の者の所有 →この場合、以下の欄に記載してください ・補助対象設備を設置する住宅の所有者 （　　　　　　　　　）	
事業着手予定日※１		20〇〇年４月３０日	
事業完了予定日※２		20〇〇年６月３０日	

※1 事業着手予定日は、（１）補助対象設備が設置された建売住宅を購入する場合は、建売住宅の引渡しを受ける日（２）新築住宅又は既存住宅に補助対象設備を設置する場合、工事の開始日。なお、工事とは補助対象設備の設置取り付けと一体不可分の工事を指す。（１）（２）共に契約、代金の支払い及び住宅の工事は着手に含みません。

※2 事業完了予定日は、（１）補助対象設備を設置した住宅の引渡しを受ける日（２）補助対象設備を設置した住宅又は当該補助対象設備に係る代金の支払い完了日（３）補助対象設備の設置工事（機材設置後に設置業者自らが行う試運転含む）の完了日のうち、最も遅い日を記載してください。

2 設置する補助対象設備の概要

住宅用 太陽光発電 システム	太陽電池モジュールのメーカー名	市役所光発電株式会社	
	太陽電池モジュールの公称最大出力 ^(※) と使用枚数 ※日本工業規格に規定される太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。	(型式番号: MODU-01) 250 W × 16 枚 = 4000 W (型式番号: MODU-02) 125 W × 6 枚 = 750 W (型式番号:) W × 枚 = W 太陽電池の公称最大出力 ⇒ (合計) 4.75 kW (合計はキロワット表示で小数点第3位以下切り捨て) ※公称最大出力が 10kW 以上の場合は、パワーコンディショナの定格出力を記入してください。 (kW)	
家庭用 燃料電池 システム (エネファーム)	メーカー名	市役所電機	
	品名番号	発電ユニット: HAT-001	貯湯ユニット: YU-123-AB(この品番が無い製品もあります)
	発電出力	0.2~0.7 kW	
定置用 リチウム イオン蓄電 システム	メーカー名	市役所バッテリー	
	パッケージ型番	BAT-123	
	蓄電容量	5.4 kWh	
電気自動車 充給電設備	メーカー名	市役所給電	
	型式	CAR-987	

補助対象設備の要件 該当する□に「✓」を記載	上に記載した補助対象設備は全て別表1の補助対象設備に該当する設備である	☒ はい ☐ いいえ
	上に記載した補助対象設備は全て未使用品である	☒ はい ☐ いいえ

※形式番号等の誤りにご注意ください。
申請受理後、この記載を元に要綱別表1に該当する設備かどうか確認を行います。

3 補助事業に係る経費の内訳

(単位：円)

	住宅用太陽光 発電システム	家庭用 燃料電池 (エネファーム)	定置用リチウ ムイオン蓄電 システム	電気自動車充 給電設備	ネット・ゼロ ・エネルギー ・ハウス (ZEH) 等加算
補助事業に要する経費 (消費税込み)	1,540,000	1,210,000	1,375,000	1,375,000	
補助事業に要する経費 (消費税抜き)	1,400,000	1,100,000	1,250,000	1,250,000	
(内訳)	(設備費)	(設備費)	(設備費)	(設備費)	
	1,050,000	850,000	1,000,000	1,000,000	
	(工事費)	(工事費)	(工事費)	(工事費)	
補助の対象となる 経費	150,000	250,000	250,000	250,000	
補助の対象とならない 経費	200,000				
補助の対象とならない経費とは、設備費及び 対象設備工事費以外の手数料等をいいます					
本要綱に基づく 補助金上限額	①50,000 ②公称最大 出力(kW) ×10,000 ①②の低い方	40,000	40,000	20,000	50,000
補助金交付申請額 (千円未満切り捨て)	47,000	40,000	40,000	20,000	50,000
	計 197,000				

※この様式に記載する「補助の対象となる経費」の設備費及び工事費について、「補助対象設備の工事請負契約書の写し又は補助対象設備付き建売住宅売買契約書の写し(引渡予定日が記載されているもの)又はこれに代わるもの」で確認が出来ない場合(契約書に住宅の新築工事全体の費用のみ記載されている場合等)は、別途内訳書等、経費の内訳を証するものを添付してください。

※住宅用太陽光発電システムの要綱別表3に定める上限額は、公称最大出力(kWあたり、小数点以下第2位切捨て)に1万円を乗じて得た額となります。この例の場合は以下になります。

①4750W=4.75kW ②小数点以下第2位切捨て→4.7kW ③4.7×¥10,000=¥47,000